

WEB 予約システム「ソラシド.biz」利用規約（2026 年 5 月 18 日搭乗分まで適用）

ソラシド.biz をご利用の企業様は、必ず本規約をご確認ください。
お申し込みをいただいた時点で、本規約に同意いただいたものと見なします。

本規約に同意いただけない場合は、ご利用いただけません。

第 1 条〈定義〉

- 1 本規約において「ソラシド.biz」とは、インターネット WEB 上で提供する航空券の予約・解約・購入・搭乗を行うための包括的な利用形態、サービスの総称をいう。
- 2 本規約は、前項に定義する「ソラシド.biz」のうち、2026 年 5 月 18 日搭乗分までの航空券の予約・購入等に関するサービスに適用されるものとする。
- 3 本規約において「利用企業」とは、本規約を承認のうえ申し込みをし、ソラシド.biz の利用について、ソラシドエアにより審査のうえ承認された企業をいう。

第 2 条〈目的〉

- 1 本規約は、利用企業がソラシド.biz を使用し、ソラシドエアの国内航空運送を利用することを許諾するための各種条件を定めるものとする。
- 2 本サービスは、利用企業が、ソラシド.biz を使用し航空券の予約・購入、及び解約や予約情報の照会のために本サービスを利用することを目的とする。また、利用企業は本サービスを航空券販売等の商用目的のために利用しないものとする。

第 3 条〈適用旅客〉

本規約に基づいてソラシドエアの航空便の利用は、利用企業の役員及び従業員ならびにグループ企業の役員及び従業員（以下総称して「利用企業の社員ら」という）のみ可能とし、ソラシド.biz を使用し予約、購入を行い、認証コードの取得を行った対象搭乗者のみとする。

第 4 条〈運送約款〉

利用企業によるソラシドエアの航空便利用にあたっては、ソラシドエアの[国内旅客運送約款（2025 年 3 月 30 日から 2026 年 5 月 18 日まで）](#)が適用されるものとする。

第 5 条〈利用登録〉

- 1 ソラシド.biz の利用に先立ち、利用企業は本規約を承認のうえ、ソラシドエアが定める所定の方法により登録申請を行うものとする。

- 2 ソラシドエアは利用を承認した利用企業に対し、ソラシド.biz にログインするための ID（以下「企業 ID」という）及びパスワードを提供する。
- 3 両社が特に承認した場合に限り、利用企業のグループ会社等も利用者に含まれるものとする。但し、この場合、利用者に含まれるグループ会社の社員らも本規約に同意したものとする。
- 4 前項においてソラシドエアに登録申請した利用企業について追加・変更が生じる場合には、ソラシドエアへ遅滞なく報告し、新たにソラシドエアの承認を得なければならないものとする。

第6条〈登録の拒絶〉

ソラシドエアは第 5 条において登録申請した利用企業が、以下のいずれかの項目に該当する場合、その利用企業のソラシド.biz の利用を拒絶できるものとする。

- (1) 申告事項に虚偽の内容や誤りがあった場合
- (2) 第 24 条の項目に該当すると確認できた場合
- (3) 上記 (1) (2) 以外においてソラシドエアの基準により利用が認められない場合

第7条〈予約・購入〉

- 1 本規約に基づく航空券の搭乗予約・購入は、ソラシド.biz を使用し、利用企業が自ら行うものとする。
- 2 利用企業の社員らが使用する航空券は、購入がなされた時点より効力を生じるものとし、利用企業の社員らはソラシドエアの国内運送約款、ならびにこれに基づく規定、その他ソラシドエアが定める取り扱いにしたがうものとする。
- 3 ソラシド.biz により利用可能な運賃種別は、ソラシドエアが別途定めるものとする。
- 4 利用企業はソラシドエアが定める購入期間に任意のクレジットカードにより支払うものとする。
- 5 クレジットカードの支払い回数は一括払いとし、ソラシドエアのクレジットカード支払規約 にしたがうものとする。
- 6 航空券は、クレジットカード決済が完了した後に交付されるものとする。
- 7 ソラシドエアが取消手数料の対象となることを定めた運賃については、ソラシドエアの会社規則に別段定めのある場合を除き、購入の時点でソラシドエアが定めた取消手数料の徴収条件にしたがうものとする。
- 8 購入がなされた航空券を利用企業の社員らの都合により払戻す場合には、ソラシドエアの会社規則に別段定めのある場合を除き、購入の時点でソラシドエアが定めた払戻手数料の徴収条件にしたがうものとする。
- 9 利用企業都合により、搭乗日を 2026 年 5 月 19 日以降の日に変更する際は、払い戻しのうえ、新たに予約が必要である。その際の払い戻しには、所定の手数料が発生す

るものとする。

- 10 ソラシドエアより提供された企業 ID 及びパスワードにより、ソラシド.biz を用いてなされた予約、予約の変更又は解約等一切の行為、また、ソラシド.biz を用いてなされた予約によるソラシドエアの航空便への利用企業の社員らの搭乗は、企業 ID 及びパスワードを提供された当該利用企業の意思に基づいてなされたものとみなす。

第 8 条〈搭乗手続き〉

利用企業の社員らは、ソラシドエアが定める方法により航空券の正当な利用者であることを認証し、搭乗ができるものとする。

第 9 条〈管理〉

- 1 利用企業は、購入した航空券の情報、企業 ID、各種パスワード、紙片の航空券等、ソラシド.biz のサービス利用のためにソラシドエアから提供されるすべての情報及び物品等（以下「航空券情報等」という）を善良なる管理者の注意をもって管理、使用する義務を負うものとする。
- 2 利用企業は、航空券情報等を紛失、盗難、滅失した場合、又はその他の事故が発生した場合には、遅延なくその事由を、ソラシドエアに報告し、ソラシドエアの指示に基づき、これに対処するものとする。
- 3 利用企業は、航空券情報等を利用企業の利用者によるソラシドエアの航空便利用のためにのみ使用するもので、これらをほかに使用させ、又は第三者に譲渡、転貸、担保設定、開示または漏洩してはならないものとする。
- 4 利用企業が本サービスの利用にあたり、その故意や過失の有無を問わずソラシドエアに損害を与えた場合は、ソラシドエアは利用企業に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 5 利用企業により購入がなされた際は、その航空券が不正購入処理や不正使用されたものでも、これが利用された場合、解約された場合又は搭乗が取りやめられた場合は、利用企業はソラシドエアに対し、所定の航空運賃及び料金等並びに取消手数料、払戻手数料を支払うものとする。

第 10 条〈接続方式及び費用負担〉

ソラシド.biz を使用するための必要な通信手段の手配、通信に関わる費用は全て利用企業の負担とする。

第 11 条〈操作元認証〉

利用企業のコンピューター端末からソラシドエアのソラシド.biz コンピューターサーバーへの接続にあたっては、ソラシドエアが利用企業に付与した企業 ID 並びにパスワード

を用いたログイン段階での操作元認証を行うものとする。

第 12 条〈WEB アドレスの転貸禁止、免責条項〉

- 1 利用企業は本規約に基づきソラシドエアが利用企業に対し通知又は貸与した WEB アドレス、企業 ID、パスワードを利用企業以外の第三者に譲渡、転貸、開示又は漏洩してはならない。
- 2 第三者が利用企業の ID 等を用いてソラシド.biz を利用した場合、当該行為は利用企業の行為とみなされるものとする。但し、ソラシドエアの故意又は過失により企業 ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではない。

第 13 条〈ソフトウェア、データベースの所有権・著作権〉

ソラシド.biz の利用にあたりソラシドエアが利用企業に対して提供するソフトウェア及びデータベースの所有権、著作権及び一切の権利はソラシドエアに帰属し、利用企業はこれを抹消又は複製・改変・開示又はその他の機器で使用してはならないものとする。

第 14 条〈運用停止〉

ソラシドエアは、以下の場合においてソラシド.biz の運用を停止することが出来るものとし、これにより利用企業に生じた損害を賠償する責を負わないものとする。

- (1) ソラシドエアが保守、整備、改修、機器交換のため、システムの全部又は一部を停止する場合
- (2) 天変地異、騒乱、戦争、ストライキ等、ソラシドエアの管理不可能な理由によりシステムの全部又は一部を停止する場合

第 15 条〈ソフトウェア障害責任〉

ソラシドエアは、ソラシド.biz の運用に係るソフトウェアの不作動、誤操作等により利用企業の被った損害について一切その責を負わないものとする。但し、ソラシドエアの故意又は重過失により生じた損害についてはこの限りではないものとする。

第 16 条〈端末障害責任〉

ソラシドエアは、利用企業のコンピューター端末に障害が発生した場合、ソラシドエア提供のシステムに起因する障害であることが明白に特定できない限り一切の責を負わないものとする。

第 17 条〈不正使用の禁止〉

- 1 利用企業は、第 2 条に定める目的以外でソラシド.biz を利用すること及びソラシドエアが定める正当な操作方法以外の方法でソラシド.biz を使用してはならないもの

とする。

- 2 不正使用に起因する事故やソラシドエアに対して重大な影響を及ぼした場合は、利用企業がその責を負い、ソラシドエアは利用企業に対して相応の賠償を請求できるものとする。

第 18 条〈機能追加〉

ソラシド.biz の機能追加がなされた場合、利用企業は特にソラシドエアより定めがある場合を除き、本規約の改訂や規約の承認を行うことなくこれを利用することが出来るものとする。

第 19 条〈秘密保持〉

- 1 利用企業は、本規約有効期間中及び本規約の終了、解除後もなお、本規約に基づくソラシド.biz の利用に伴い知り得たソラシドエアの情報を、ソラシドエアの事前の承諾なく、第三者に漏洩、又は開示してはならないものとする。
- 2 ソラシドエアは本規約有効期間中及び本規約の終了、解除後もなお、本規約に基づくソラシド.biz の利用に伴い知り得た利用企業の情報を、利用企業の事前の承諾なく、第三者に漏洩、又は開示してはならないものとする。
- 3 前 2 項に関わらず、次の各項のいずれかに該当する場合は、秘密情報として取り扱う必要がないものとする。
 - (1) 相手方から開示される前の公知のもの
 - (2) 相手方から開示された後、自己の責任によらないで公知となったもの
 - (3) 相手方から開示される前から、すでに自己が入手していたもので、かかる事実を立証できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から合法的手段にて秘密保持義務を負うことなく入手したもの

第 20 条〈個人情報の保護〉

ソラシドエアは、本規約に基づき、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」という）に準拠した個人情報の取り扱い方法を「[個人情報保護方針（プライバシーポリシー）](#)」として掲げ、その取り扱いをソラシドエア ホームページ上に掲示して適切に取り扱うものとする。

第 21 条〈利用終了と運用終了〉

- 1 利用企業がソラシド.biz の利用終了を希望する場合は、所定の申請手続きをおこなうものとする。
- 2 ソラシドエアは利用企業から利用終了の連絡を受けたのち、5 営業日以内にソラシ

ド.biz のすべての機能を停止し、その旨を利用企業へ通知する。

- 3 利用企業はソラシドエアが機能を停止した日をもって、新規予約、既予約の確認、変更、解約、払戻等を含むソラシド.biz のすべての機能を利用不可とする。但し、既予約については利用終了後も搭乗可能とする。
- 4 利用終了後、既予約が解約され搭乗を取りやめられた場合、利用企業はソラシドエアに対し所定の取消手数料並びに払戻手数料を支払うものとする。
- 5 ソラシドエアが本サービスの運用を終了する場合、運用を終了する日の 30 日前までに書面により利用企業に通知することで終了できるものとする。

第 22 条〈利用規約の変更〉

ソラシドエアは、民法第 548 条の 4 の規定により本規約の変更をすることができるものとする。

第 23 条〈利用の強制終了〉

- 1 利用企業が本規約に定める義務の履行を怠り、若しくは履行が困難となる恐れがある場合、又は、利用企業に次の各号に掲げる事態のいずれかが生じた場合は、ソラシドエアは、利用企業に催告することなく直ちに本規約に基づくソラシド.biz の利用を終了させることができるものとする。
 - (1) 破産、民事再生、特別清算又は会社更生等の法的倒産処理手続の申立てをし、若しくは申立てを受けたとき
 - (2) 事業再生 ADR 等の任意整理を開始したとき、又はそれらの恐れがあると認められる相当な理由があるとき
 - (3) 公租、公課の滞納処分を受け、又はほかの債権者より保全執行、民事執行を受けたとき
 - (4) 営業の廃止、又は変更、若しくは解散の決議をしたとき
 - (5) 銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 財政状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - (7) 利用企業がソラシドエアの信用を失う恐れがあるとソラシドエアが判断したとき
 - (8) その他、本規約の適正な履行が困難となる恐れがあると認められるとき
 - (9) 第 24 条に該当することが確認できたとき
- 2 ソラシドエアは、利用企業に前項に定める事由に該当する事象が発生したと判断した場合には、以下に定める方法にて本規約による搭乗を拒否することができる。
 - (1) 本サービスコンピューターサーバーへの接続停止
 - (2) 購入がなされた未搭乗予約記録の解約
 - (3) 空港における搭乗手続きの拒否

- 3 利用企業は、本条第1項の第1号から第9号までに定める事由に該当するときは、ソラシドエアに対する一切の債務につき当然に利益の期限を失い、ソラシドエアに対する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。
- 4 本条第1項の定める事由により、ソラシドエアが本規約に基づきソラシド.bizの利用登録を抹消した場合には、当該抹消により、利用企業に損害が生じたとしても、ソラシドエアは利用企業に対し、これによる一切の損害賠償を負わないものとする。

第24条〈反社会的勢力の排除〉

- 1 ソラシドエアは利用企業が次のいずれかの項に違反していると判断した場合は、利用企業に対して何らかの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、利用を停止することができる。また、これにより損害が生じた場合は、利用企業が賠償するものとする。
 - (1) 利用企業は現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
 - ④暴力団準構成員
 - ⑤暴力団関係企業
 - ⑥総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
 - ⑦その他前各号に準ずるもの
 - (2) 利用企業は現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかの関係も有しないこと。
 - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関係
 - ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
 - (3) 利用企業は自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

第 25 条〈権利義務の譲渡禁止〉

利用企業及びソラシドエアは、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本規約の地位、権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとする。

第 26 条〈管轄裁判所〉

利用企業及びソラシドエアは、本規約に起因して訴訟の必要がある場合は、その訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として定め、解決するものとする。

第 27 条〈規約に定めのない事項等〉

本規約に定めのない事項、本規約の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、利用企業とソラシドエアとの間で協議のうえ決定するものとする。

2022 年 11 月 28 日発行

2026 年 1 月 20 日改定